兵庫国道事務所地震災害対策部運営計画

第１条　目的

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、兵庫国道事務所の所掌に係る一般国道に地震災害が発生した時、若しくは、地震により津波等のおそれがある時、とるべき措置及び組織を整備し防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第２条　地震災害対策部の設置

前条の目的を達成するため兵庫国道事務所に兵庫国道事務所地震災害対策部（以下「対策部」という）を置く。

第３条　組織及び業務分担

１．対策部の組織は別表（１）のとおりとし、各班、各掛の業務は別表（２）のとおりとする。

２．対策部長は、事務所長とする。対策副部長は、副所長又は事務所長が指名する職員とし、対策副部長は対策部長を補佐すると共に報道機関との対応にあたるものとする。

３．対策部長の指示する業務を行うため、対策部付の人員を配置する。

第４条　警戒体制等の発令

１．地震災害対策部長は、地震情報等の適用区分に基づき警戒体制等の発令及び解除を指令しなければならない。

２．警戒体制等の発令の基準は次のとおりである。

	発　令　基　準
注意体制	1)　管内に震度４の地震が発生した場合 2)　管内に津波注意報が発表された場合 3)　対策部長が必要と判断した場合 4)　道路対策本部長が指示した場合
警戒体制	1)　管内に震度５弱又は５強の地震が発生した場合 2)　対策部長が必要と判断した場合 3)　道路対策本部長が指示した場合
非常体制	1)　管内に震度６弱以上の地震が発生した場合 2)　地震により重大な災害が発生した場合 3)　管内で津波警報・大津波警報が発表された場合 4)　対策部長が必要と判断した場合 5)　道路対策本部長が指示した場合

※道路対策本部長とは、道路部長をいう。

※管内とは、兵庫国道事務所管内（直轄国道が通過する市町村）全てをいう。

ただし、注意体制、警戒体制においては、震度分布等により適宜判断し、事務所・各出張所の体制を発令する。

兵庫国道事務所風水害対策部運営計画

第１条　目的

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、兵庫国道事務所の所掌に係る一般国道に風水害が発生した時、若しくはおそれがある時、とるべき措置及び組織を整備し防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第２条　風水害対策部の設置

前条の目的を達成するため兵庫国道事務所に兵庫国道事務所風水害対策部（以下「対策部」という）を置く。

第３条　組織及び業務分担

１．対策部の組織は別表（１）のとおりとし、各班、各掛の業務は別表（２）のとおりとする。

２．対策部長は、事務所長とする。対策副部長は、副所長又は事務所長が指名する職員とし、対策副部長は対策部長を補佐すると共に報道機関との対応にあたるものとする。

３．対策部長の指示する業務を行うため、対策部付の人員を配置する。

第４条　警戒体制等の発令

１．風水害対策部長は、気象情報等の適用区分に基づき警戒体制等の発令及び解除を指令しなければならない。

２．気象情報等の適用区分及び体制対象雨量は次のとおりである。

号線	区　　域	距離標	延　長	雨　量 観測所名	電話番号 （出張所）	注意体制 （注2：強化体制） 対象雨量	警戒体制 対象雨量	非常体制 対象雨量 （通行止）
28	自　淡路市塩尾 至　洲本市安乎町平安浦	36.8 ～ 38.6	km 1.8	テレメーター 塩　尾	0799 22-1680	100mm（注2）	120mm	160mm
28	自　洲本市中川原町厚浜 至　〃　炬口	40.8 ～ 43.7	2.9	テレメーター 炬　口	0799 22-1680	100mm（注2）	120mm	160mm
176	自　西宮市塩瀬町名塩 至　〃　生瀬當田	53.2 ～ 55.6	2.4	テレメーター 名　塩	0798 35-6470	100mm（注2）	120mm	190mm または組合せ雨量 連続雨量160mm 時間雨量　40mm
	その他の地域			テレメーター 鵜　崎	0799 22-1680	120mm	160mm	—
				当該出張所				

注 1）　雨量は特に記載のある場合を除き連続雨量とする。連続雨量の判断は、降雨状況、気象状況等を総合的に判断して行うが、原則として降雨の３時間以内の中断は、連続雨量として取り扱う。但し、時間降雨２mm以下が３時間連続した場合は０とみなす。

注 2）　近年都市部で発生する予測が困難な局地的集中豪雨への暫定的な対策として、夜間休日における強化体制判断となる対象雨量を当面の間、次のとおりとする。

①連続降雨量：６０mm以上　かつ　時間降雨量：５０mm／h以上
②連続降雨量：７０mm以上　かつ　時間降雨量：４０mm／h以上
③連続降雨量：８０mm以上　かつ　時間降雨量：３０mm／h以上

気象台情報適用区域一覧表

号線	区域	気象台名
2	大阪市西淀川区佃～神戸市西区玉津町小川 神戸市垂水区小束山～神戸市西区伊川谷（神戸西バイパス）	神戸地方気象台 (078-222-8915)
2 浜手 BP	神戸市中央区浜辺通２丁目～神戸市中央区東川崎１丁目	〃
28	明石市大蔵八幡町～明石市中崎１丁目	〃
28	淡路市岩屋～南あわじ市福良 淡路市岩屋～淡路市岩屋（岩屋改良）	〃
43	尼崎市東本町１丁目～神戸市灘区岩屋南町	〃
171	池田市豊島南２丁目～西宮市和上町	〃
175	神戸市西区玉津小山～丹波市氷上町横田	〃
176	西宮市山口町下山口～宝塚市栄町３丁目	〃

3. 上記の体制対象雨量に関わらず、別表（５）に掲げる観測所において、時間降雨量３０mm／h以上または連続降雨量６０mm以上の降雨が観測された場合は担当出張所は当該号線の巡回を行う。

4. 警戒体制等の区分及び発令基準は次のとおりとする。

体制区分	発令基準
注意体制	1）風雨に関する注意報若しくは、警報　（以下「注意報等」という）が、発表され、対策部長が必要と判断した場合。 2）注意報等の発表下、連続雨量が別に定める注意体制強化対象雨量に達した場合。（注意体制の強化体制） 3）国又は兵庫県の管理する河川の「はん濫警戒情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合。 4）道路対策本部長が指示した場合。 5）対策部長が必要と判断した場合。
警戒体制	1）注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める警戒体制対象雨量に達した場合。 2）風水害により、通行規制を行う必要がある場合。 3）国又は兵庫県の管理する河川の「はん濫危険情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合。 4）道路対策本部長が指示した場合。 5）対策部長が必要と判断した場合。
非常体制	1）注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める非常体制対象雨量に達した場合。 2）重大な被害が発生し、交通が途絶した場合。 3）通行止が発生した時又は、緊急事態が予測される場合。 4）国又は兵庫県の管理する河川の「はん濫発生情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合。 5）道路対策本部長が指示した場合。 6）対策部長が必要と判断した場合。
解除	1）対策部長が、災害発生の恐れが無くなったと判断した場合。

※体制発令基準の参考とする水位観測所については、別表（６）を参照。

※管内のアンダーパス・河川併走区間における冠水危険箇所については、別途参考資料（２２）に発令基準を示す。

※道路対策本部長とは、道路部長をいう。

兵庫国道事務所道路災害対策部運営計画

第１条　目的

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、兵庫国道事務所の所掌に係る一般国道に災害が発生した時、若しくはおそれがある時、とるべき措置及び組織を整備し防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第２条　道路災害対策部の設置

前条の目的を達成するため兵庫国道事務所に兵庫国道事務所道路災害対策部（以下「対策部」という）を置く。

第３条　組織及び業務分担

１．対策部の組織は別表（１）のとおりとし、各班、各掛の業務は別表（２）のとおりとする。

２．対策部長は、事務所長とする。対策副部長は、副所長又は事務所長が指名する職員とし、対策副部長は対策部長を補佐すると共に報道機関との対応にあたるものとする。

３．対策部長の指示する業務を行うため、対策部付の人員を配置する。

第４条　警戒体制等の発令

１．道路災害対策部長は、道路災害等の適用区分に基づき警戒体制等の発令及び解除を指令しなければならない。

２．警戒体制の発令の基準は次のとおりである。

	発　令　基　準
注意体制	1)　道路災害により通行規制の恐れがある場合 2)　対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	1)　道路災害が発生し、通行規制が生じた場合 2)　対策部長が必要と判断した場合 3)　道路対策本部長が指示した場合
非常体制	1)　道路災害が発生し、重大な被害が発生した場合 2)　対策部長が必要と判断した場合 3)　道路対策本部長が指示した場合

※道路対策本部長とは、道路部長をいう。

※『道路災害』の定義

道路災害とは、交通事故、沿道周辺の災害、道路上の構造物の倒壊等を原因とする。道路構造物の損壊、多数の死傷者の発生等重大な被害が発生し、通行規制や災害応急対策が必要となる等社会的影響が大きいと判断される災害を指す。

道路災害の具体的な原因としては、次のようなものが挙げられる。

○車両の多重衝突・火災等の交通事故

○危険物・毒物劇物等運搬車両からの流出事故

○沿道周辺の災害（建造物の火災・倒壊、崖地の崩壊等）

○道路上の構造物を原因とした事故（照明灯・街路樹・信号機の倒壊、水道管の破裂等の占用物件の事故等）

第 6 条 （雪害体制について）

1. 体制の区分と発令、解除

体制の区分は表－１のとおりとし、発令、解除は対策部長が行う。

対策部長は平日夜間の体制を決定する場合は、気象状況等を16時現在で収集し退庁時までに勤務者に指示する。

なお休日については気象状況等を予測して事前に決定し、勤務者に指示する。（ただし、気象の激変等により体制を変更する場合は、対策班長より連絡するものとする。）

また道路情報システムへの体制入力も17時までに行うこと。

表－１　体制区分

注 意 体 制	1）雪等に関する情報により、次の通り凍結防止等の作業が予測される場合。 気象予測により、 ①管内予想最低気温が２℃以下の場合で、降雪等により路面の湿潤が予想される場合 ②管内予想最低気温が２℃以下の場合で、１６時時点での気象観測所・ＣＣＴＶにおいて路面の湿潤が確認され、その状態が２℃到達予想時刻においても乾燥する見込みが無いと判断される場合 ③管内予想最低気温が２℃以下の場合で、昼間の巡回において路面の湿潤が確認され、その状態が２℃到達予想時刻においても乾燥する見込みが無いと判断される場合 2）風雪注意報・大雪注意報等が発表され、対策部長が必要と判断した場合。 3）対策部長が必要と判断した場合。 4）道路対策本部長が指示した場合。
注意強化体制	1）注意体制の要件を満たした上で、気象予測により積雪が見込まれ、体制を強化する必要がある場合 2）対策部長が必要と判断した場合。 3）道路対策本部長が指示した場合。
警 戒 体 制	1）大雪警報等が発表され、対策部長が必要と判断した場合。 2）雪等により通行規制を行う必要がある場合。 3）対策部長が必要と判断した場合。 4）道路対策本部長が指示した場合。
非 常 体 制	1）雪等により、広範囲、長期間にわたり交通が途絶するような重大な事故、被害等が発生し、職員の現地への派遣、広報活動を行う必要がある場合 2）雪等により通行止が発生した時又は、緊急事態が予測される場合。 3）対策部長が必要と判断した場合。 4）道路対策本部長が指示した場合。

※道路対策本部長とは、道路部長をいう。

※雪害対策期間中、これらの体制に満たない場合は、平常体制とする。